

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の概要



減らそう犯罪

犯罪の機会を減らす

犯罪の起こりにくいまちづくり

- ◆ まずは、あなたの家・職場から始めませんか？
- ◆ 近所に、地域に、そして県全体に広がれば、安全な「広島県」になるのです！

前文

目的

1条

人

第1・3・4章

★ 取り戻そう！地域の輪

▼ 犯罪被害に遭わないための県民・事業者の努力

3・4条

▼ 県民の犯罪防止活動への支援

8・9条

▼ 活犯罪情報

10条

▼ 子どもの安全確保（指針の策定）

11～15条

◆ 『人・場所・物』の関係

～ 自動車の場合～

人

- ～自動車を離れる際の所有者の防犯意識～
- 自動車内に貴重品を置かず、確実にドアロックするなど、被害防止への心がけ

場所

- ～外出時の駐車場所～
- 管理人の常駐・巡回、防犯カメラ等、防犯対策が充実した駐車場

物

- ～自動車購入時の選択～
- 「イモビライザー」など、犯罪に遭いにくい自動車

場所

第5・6章

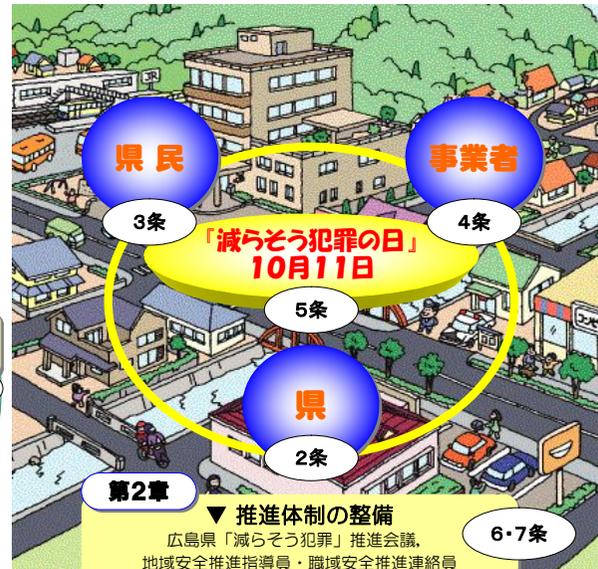
★ 安心して安全に暮らせるまちづくり

▼ 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場等の普及（指針の策定）

16～19条

▼ 犯罪の防止に配慮した住宅の普及（指針の策定）

20～22条



物

第7章

★ 犯罪被害に遭いにくい製品の普及

▼ 犯罪に強い自動車、バイクの普及

23条

▼ 盗難に強い自動販売機の普及

24条

▼ ピッキング等に強いカギの普及

25条